

児童手当の支給を受けるには？

児童手当は、養育者からの申請がないと支給されません。役場健康推進課まで申請書を提出して下さい。(公務員の方は勤務先への申請になります。)

申請書のほかに「年金加入証明書」(国民年金加入者以外の方)・「所得証明書」(平成12年1月1日以降に転入された方)が必要になります。

なお、制度改正により新規に請求する方が平成12年9月30日までに申請した場合、平成12年6月分までを上限としてさかのぼって支給されます。(9月以前に支給要件に該当していた月分に限りません。)なお、平成12年10月1日以降の申請については、申請月の翌月分からの支給となります。

新規受給者に該当する方には、6月15日頃までに必要な用紙をお送りします。

(注意) 9月に申請した場合、事務処理上10月の支払日に間に合わない場合がありますので早めに提出して下さい。

◆問い合わせ・申請先

健康推進課 児童手当係

☎385-2111

〔表2〕(参考)所得制限限度額(平成12年度)

扶養親族等の数	児童手当	特例給付
0人	170万円	361万円
1人	208万円	399万円
2人	246万円	437万円
3人	284万円	475万円
4人	322万円	513万円

※所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン等(厚生年金等に加入している方)で表2の所得制限額未満の方に特例給付(児童手当と同額)が支給されます。

児童手当の給付・「現況届」提出のお知らせ

6月期(平成12年2月～5月分)の児童手当を、6月9日(金)受給者指定の口座に振込む予定です。(手続上の都合により遅れることがあります。)

また、児童手当の受給者は、毎年6月1日現在の養育などの現況について「児童手当現況届」を6月30日(金)までに提出しなければなりません。現況届の用紙は、6月15日頃までに受給者にお送りします。

期間中に提出しないと、手当の支払いを受けることができなくなりますので、忘れずに健康推進課(児童手当係)まで提出して下さい。

6月1日からの制度改正により、現在児童手当を受けている方で義務教育就学前のお子さんがいる場合は、現況届と一緒に「額改定請求書」も提出して下さい。



児童手当の対象年齢が延長されます

現在、3歳未満のお子さんを養育している方に支給されている児童手当の制度が改正され、平成12年6月1日から次のようになります。

	改正後	改正前
対象児童の年齢	義務教育就学前 (6歳到達後最初の年度末) 平成6年4月2日以後に 生まれた児童	3歳未満
手当月額	第1子・2子 5,000円 第3子以降 10,000円	第1子・2子 5,000円 第3子以降 10,000円
支払い時期	2月・6月・10月	2月・6月・10月

〔所得が一定額以上の方には、児童手当は支給されません。〕

国民年金は、あなたの未来を支えるパートナーです

こんなときには忘れずにお届けください。

就職・転職・退職・結婚などにより、加入のしかた(種別)が変わる場合があります。その際には届出が必要となりますので、忘れずに町民生活課国民年金係にお届けください。

国民年金は20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度で、国が責任を持って運営しているため、将来的にも安心です。

完全自動物価スライド制

年金額は、物価の上昇にあわせて自動的に引き上げられます。

財政再計算

さらに、5年に1度、賃金や生活水準の向上などに照らして年金額の見直しを行ないます。

※被扶養配偶者とは、厚生年金・共済組合の加入者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者の方のことです。

第3号被保険者の届出
第3号被保険者(被扶養配偶者)の方は、国民年金保険料を納付する必要はありませんが、届出をして確認をとらなければ第3号被保険者として扱われません。届出をしていないと将来年金が受けられなくなったり、減額されることもありますので、ご注意ください。

つい忘れがちなのが、**被扶養配偶者の方の届出です**

●第1号または第3号被保険者が就職して厚生年金・共済組合の加入者になると、国民年金の加入者になります。

会社等に就職
第2号被保険者

●第2号被保険者が退職し、厚生年金・共済組合の加入者でなくなると、国民年金の種別は第1号被保険者になります。そのため、被扶養配偶者の種別も第3号被保険者から第1号被保険者になります。

配偶者が退職・自営業に
第1号被保険者

金の種別は第2号被保険者になります。

会社員と結婚・退職
第3号被保険者

●第2号被保険者が退職して被扶養配偶者になると、国民年金の種別は第3号被保険者になります。

●第1号被保険者の配偶者が厚生年金・共済組合の加入者になると、被扶養配偶者の種別は第3号被保険者になります。

